

白塔会会則（案）

白塔会 （産業技術短期大学 同窓会）

目次

第 一 章 総 則	2
第 二 章 目的および事業	2
第 三 章 会 員	3
第 四 章 役 員 会	3
第 五 章 会 計	5
第 六 章 会則の変更	6
第 七 章 付 則	6

白塔会会則

第 一 章 総 則

(第1条 名称)

~~本会は「白塔会」と称する。~~

1 本会とは重複にて白塔会の名称のみとした

- 1 本会は、「白塔会」と称し、会員の互選による役員及び会員から構成される。
- 2 役員は、会員の代表として会の運営にあたる。

(第2条 地区および支部)

本会に次の地区および支部を置く。

ただし支部再編解散については、支部により決定するものとし、会長はこれを追認する。

- A. 東日本地区（北海道支部・東北支部・関東支部・東海支部・北陸支部）
- B. 西日本地区（関西（東）支部・関西（西）支部・中国支部・四国支部・九州支部）
- C. 韓国地区（韓国支部）
- D. 台湾地区（台湾支部）

第 二 章 目的および事業

(第3条 目的)

本会は、会員相互の親睦と研鑽を行い、もって学術文化と産業の振興に寄与することを目的とする。

(第4条 事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 同窓会会員の親睦・研鑽に関わる事業。
- 2 ホームページによる会活動の広報および会報発行。
- 3 会員名簿の編集および管理。
- 4 地区および支部活動への支援。
- 5 その他本会の目的を達成する**ため**に必要な諸事業。

第 三 章 会 員

(第 5 条 会員の種類)

本会は次の会員で組織する。

- 1 正会員 産業技術短期大学・関西鉄鋼短期大学・鉄鋼短期大学在学学生および卒業生。
- 2 特別会員 産業技術短期大学の教職員関係者（元教職員を含む）。
- 3 賛助会員 役員会で承認された本会の事業を賛助する法人又は及び個人。
- 4 名誉会員 役員会の推薦により承認された者。

他条文では及びを使用統一

(第 6 条 会員の権利)

会員は、本会が刊行する会報および図書等の頒布を受けることができる。

また、会員は本部、各地区・支部等で行う同窓会行事に参加することができる。

(第 7 条 除名)

会員は、本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったと認められたときは、役員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

第 四 章 役 員 会

(第 8 条 役員会)

本会に役員会を置く。

- 1 本会は役員会により運営されるものとする。

(第 9 条 役員)

本会に次の役員を置く。

- 1 本部役員
 - 1) 会 長 1 名
 - 2) 副会長 若干名（地区代表を兼務することができる）
 - 3) 幹事長 1 名（副会長を兼務することができる）
 - 4) 幹 事 若干名（支部長を兼務することができる）
 - 5) 会 計 1 ～ 3 名
 - 6) 会計監査 1 ～ 2 名

2 支部役員

- 1) 地区代表 各地区1名（東日本地区・西日本地区・韓国地区・台湾地区）
- 2) 支部長 各支部1名

※支部長は、本部役員幹事・地区代表を兼務することができる。

（第10条 役員の選出および任期）

1 役員の選出

- 1) 本部役員 本部役員・支部役員による推薦・互選により選出する。
- 2) 支部役員 本部役員・支部役員による推薦・互選により選出し、会長が追認する。

2 本部役員の任期

- 1) 任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2) 役員に欠員が生じた場合は、必要により後任役員の選出を行う。

3 支部役員の任期

任期は定めず、地区・支部によるものとする。

（第11条 役員の任務）

- 1 会長は、会を代表し一切の事業を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はこれを代行する。
- 3 幹事長は、本会の一切の事務を総括する。
- 4 会計は、本会の会計を総括する。
- 5 幹事は、幹事長を補佐し、幹事長不在時はこれを代行する。
- 6 会計監査は、会計を監査し会員に報告するとともに必要に応じ是正勧告を行う。
- 7 地区代表は、担当支部事業を統括する。
- 8 支部長は、支部の事業と事務を統括する。

（第12条 罷免および辞任）

役員の罷免は役員会の決議とし、役員の辞任は申し出を受け、役員会で承認する。

（第13条 特別役員）

- 1 本会の運営に助言協力を得る特別役員を置くことができる。
 - 1) 名誉会長 1名
 - 2) 顧問 若干名
 - 3) 特命役員 若干名
- 2 特別役員は、役員会の承認を受けて任期を定め会長が委嘱する。

(第14条 役員会の開催)

- 1 役員会は本部役員で構成し、会長が必要に応じ、
地区代表・支部長および特別役員の出席を求めることができる。
- 2 役員会は、会長が必要と認めたとき招集することができる。
ただし、本部役員の3分の1以上の要求があった場合は、
要求のあった日より15日以内に会長が招集する。

(第15条 議長)

役員会の議長は会長が務める。

(第16条 議決)

役員会の議決は、出席者の過半数で可決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(第17条 議事録の保管)

役員会の議事録は会長の責任において作成し保管する。

第 五 章 会 計

(第18条 会計年度)

本会の会計年度は、1年とし4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(第19条 会費)

本会は、会費その他の収入をもって運営する。

(第20条 決算報告)

2ヶ月 かのひらがなが一般的

本会の決算は会計年度終了後2か月以内に会長が作成し、
会計監査を経て役員会の承認を受け、ホームページで公示する。

第 六 章 会則の変更

(第 2 1 条 会則の変更)

本会則は役員会において、出席者の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

第 七 章 付 則

(第 2 2 条 施行期日)

本会則は令和 9 年 4 月 1 日をもって効力を生じる。